

デンマークにおける所得に占める納税額の算出例

2010 年における所得税算出の基本例		1 クローネ約 20 円	
所得申告書		クローネ	クローネ
給与所得	(1)	426.348	
マルチメディア税	(2)	3.000	
労働市場基金 (給与所得及び私的財貨の 8%)	(3)=8 pct. af ((1)+(2))	34.348	
個人所得計	(4)=(1)+(2)-(3)	395.000	395.000
資本純収入	(5)		- 30.000
控除額 (失業保険掛金及び通勤費)	(6)		12.500
就労控除額、但し限度額 13,600 クローネ	(7)=4,25 % af ((1)+(2)), dog maks. 13.600 kr.		13.600
課税対象額	(8)=(4)+(5)-(6)-(7)		338.900
税金額の明細			
市町村税及び教会税			
課税対象額		338.900	
÷ 個人控除額		- 42.900	
25,6 pct. (平均的市町村の税率)		0,256 x 296.000	75.776
国家への健康保険基金			
課税対象額		338.900	
- 個人控除額		- 42.900	
税率 8,0 pct.		0,08 x 296.000	23.680
国税 (最低税額)			
個人所得 (+ 純資本収入)		395.000	
- 個人控除額		- 42.900	
税率 3,67 pct.		0,0367 x 352.100	12.922
国税 (最高税額)			
個人所得 (+ 純資本収入)		395.000	
- 最高税額の基礎控除額		- 389.900	

税率 15,0 pct. ÷ 課税天井による減率 0,07 pct.*	0,1493 x 5.100	761
所得税計		113.139
労働市場基金		34.347
段階的減額前のグリーン小切手額 (注)	1.300	
段階的減額: (7,5 pct. af 395.000 kr. - 362.800 kr.; 但し 最大. 1.300 kr.)	- 1.300	
段階的減額後のグリーン小切手	0	- 0
所得税、労働市場基金及びグリーン小切手合計額		147.486

Anm.: Beløbsgrænser og skattesatser gælder for 2010. Kommuneskatteprocenten svarer til den samlede kommunen グリーン小切手とは、エネルギー税の値上げおよび健康を害する食品（チョコレートやキャンデー類）への課税増額に対する助成金のことによって 2009 年 3 月 1 日に導入された制度のこと。

納税率：147,486/426,348=34.6% （日本円で約 853 万円の収入に対し納税額は約 295 万円）デンマークの歳入（2008 年）計 8,396 億クローネ（約 16.8 兆円）
 内：個人所得税及び資本収益税など 5,083 億クローネ（約 10.2 兆円）
 消費税計 1,755 億クローネ、（約 3.5 兆円）
 歳入総額に占める個人所得税及び資本収益税＋消費税の割合：81.4%